

療考会ニュース10月号

# 放課後等デイサービス特集



放課後等デイサービスって何？  
放課後等デイサービスに  
ついて色々教えて！！

年長の保護者の皆さまは、そろそろ重い腰をあげて  
「放課後等デイサービスの見学を始めなければ...」  
と考えられている方がたくさんいらっしゃるかと思います。

話には聞くけど...

「そもそも放課後等デイサービスって何？」

「どうやって利用するの？」

「事業所を選ぶポイントって？」

今月の療考会ニュースでは、放課後等デイサービスの基本  
や手続きについてお伝えしていきたいと思います。

## そもそも 「放課後等デイサービス」って何？



放課後等デイサービスとは、小学生～高校生までの障がいを持つ子どもたちが、学校の放課後や夏休みなどの長期休暇中に通うことのできる施設です。

生活能力の向上を目的とした様々な療育を行ったりして、障がいを持つ子どもたちが少しでも自立できるように支援を行っています。

そして、学校外で集団生活をする機会を設けることで、子どもたちの新しい居場所作りのほかに、子どもたち自身の成長につながる良い結果を生み出します。

また、日頃からお世話をしているご家族の負担を少しでも軽くできるように、障がいのある子どもたちとその家族を支えるためのサービスでもあります。

### ◆ 「放課後等デイサービス」のメリット ◆

#### 【①コミュニケーション能力のアップ】

指導員やお友達との関わりの中で、対人関係を学べます。



#### 【②社会性が身につく】

学校生活や大人へと成長する中で、社会に出ていくための、必要な社会性を身につけることができます。



#### 【③子どもの居場所ができる】

自分のことを理解してくれる人がいるところ。学校や家庭以外のいつも安心して通える場所があるということは、とても大切です。

#### 【④保護者の時間ができる】

保護者の情報交換や相談窓口の場としても利用できます。また、子どもを預けてリフレッシュする時間も保護者には大切です。

# 放課後等デイサービス利用時の1日の流れ

## 平日の場合

14時



**送迎・到着**

各学校にお迎え

15時



**おやつ**

おやつの時間

16時



**課題や活動**

宿題や遊びなどの  
自由時間です。

18時



**送迎・帰宅**

各自宅へ送迎

## 土曜日・長期休暇の場合

9時



**送迎・到着**

各家庭にお迎え

12時



**お昼ごはん**

15時



**おやつ**

おやつの時間

16時



**課題や活動**

宿題や遊びなどの  
自由時間です。

18時



**送迎・帰宅**

各自宅へ送迎

事業所によって内容は多少異なりますが、  
だいたい平日は学校終了後からお預かりし、  
土曜日や長期休暇（夏休みなど）の場合は  
9時頃からお預かりしてくれます。

# ①放課後等デイサービスを利用するには？

放課後等デイサービスを利用するには各自治体から交付される  
**「通所受給者証」**が必要です。

※「通所受給者証」とは、障がい児を対象とした児童福祉サービスを利用するために必要な証明書になります。療育手帳や障害者手帳とは別のもので、療育手帳は障害名や程度を証明するために都道府県が発行するのに対し、通所受給者証は福祉や医療のサービスを利用できる証明として市町村が発行します。



自治体に申請する際には  
「相談支援専門員さん」に  
ついてもらえると、  
受給者証の申請などの契約に関する  
手続きを代理で行なってくれます。

## 【対象の条件】

- ①障がい【知的・身体・精神(発達障がいを含む)】のある児童であること。
- ②就学児童であること。
- ③保護者の就労の有無は問われない。

※放課後等デイサービスには、自閉症スペクトラムやADHD・ダウン症などを診断された子どもたちが通所しています。しかし、診断がついてなかったり、療育手帳を取得していなくても、療育センターや病院などの専門家や医師による意見書を提出したりして、自治体が必要性を認めれば利用の対象になります。

## ②費用はどれくらいかかるの？

学齡児は負担上限「月額3000円」になります。

(※非課税世帯は無償です。)

### ◆利用日数◆

福岡市の放課後等デイサービスの利用日数は受給者証によって定められており、一律ではありません。

受給者証の申請時に審査が行われ、利用意向や保護者の状況や環境などによって、ひと月の上限日数が決定されます。

一般的な上限日数は10日(週2)～23日(週5)ほどですが、お子さんの状況によっては、申請により上限を超えて日数の追加が認められる場合もあります。

## ③手続きから利用するまでの流れ

受給者証がある



放課後等デイサービス事業所へ問い合わせ・見学



サービス利用計画書の作成



放課後等デイサービス事業所と契約・サービスの利用開始

受給者証がない



受給者証申請



受給者証交付



※申請から実際に利用するまでには平均2ヶ月半ぐらいかかります。

## ④放課後等デイサービスの選び方のポイント

・事業所により規模や活動内容が異なります。タブレット学習をメインとする施設や工作やアート活動がある施設、広くてたくさん体を動かせる施設など、それぞれの事業所の特徴や活動内容を調べて、お子さんの性格や特性に合うかを知ると選びやすいです。

・土曜日や長期休暇(夏休みなど)の昼食やおやつは提供されるのか?持参するのか?も各事業所によって異なります。調理学習を取り入れている事業所や学習の一貫として、お弁当の注文やおやつを買いに行くなどを活動に取り入れている事業所もあります。



・事業所によってはSTやOTが在籍しており、療育を行ってくれるところや、看護師の方が在籍しており、医療的ケアが必要なお子さんや重心児でも安心して通えます。

・「通っている学校へ迎えに来てくれるのか」「自宅まで送ってくれるのか」の送迎の有無も確認しておくのもおすすめです。

・実際に通っている生徒さんの状況(支援学校と支援学級の比率・小～高校生の割合など)を聞いて、お子さんが活動に参加できる環境であるかどうか。

見学に行く前に希望要項(土日も利用可、送迎ありなど)や聞きたいことをまとめておくと見学の際にスムーズです。通う前に体験が出来る事業所もありますので、お友達との関わりや雰囲気を知れるのでおすすめです!!

お子さんはひとりひとり困りごとが違います。  
どんな環境を整えてあげれば伸びていくのか…  
事業所によって受けられるサービスも多様化してますので、  
その中で我が子に合うところはどこなのか、  
まずはお子さんと一緒に見学へ行き様子を見てみることをおすすめします!!

**保護者が行かせたいデイサービスではなく  
お子さんが安心して楽しく過ごせる  
居場所を探し出すことが大切です😊**

# WAMNET(ワムネット) 「障害福祉サービス等情報検索」システム のご紹介

WAMNET(ワムネット)とは、

厚生労働省などの厚生行政と連帯協力して事業を実施している  
独立行政法人が運営している「福祉保健医療情報ネットワーク」です。

WAMNET(ワムネット) 🔍

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



このサイトでは全国の様々な障害福祉サービスを簡単に検索することができます。

ご自宅や進学先のエリアにある放課後等デイサービス事業所を簡単に検索できるので大変便利です。

また、転勤等で行ったこともない遠方へお引っ越しの予定のある方にとっても、

新居を決める際、希望地にはこういった福祉サービスを行っている事業所があるのか確認できますし、

放課後等デイサービス事業所に前もって見学を申し込み、

その日程に合わせて現地で物件探しをすることも可能です。

ぜひご参考にされてください☺️🌟